# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。 令和2年2月3日

> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 契約担当役 資源備蓄本部長 岩原 達也

- 1. 競争入札に付する事項
- (1) 件名 七尾国家石油ガス備蓄基地 高圧電力購入(令和2年度)
- (2)調達件名の物質等 高圧電力 契約電力:1,440 kW 年間予定使用電力量:4,443千kWh
- (3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日
- (4) 入札方法

入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価(kW単価。 単価には小数点以下を含むことができる。)、使用電力量に対する単価(kWh単 価。単価には小数点以下を含むことができる。)、その他割引単価(kW又は kW h単価。単価には小数点以下を含むことができる。)を根拠とし、あらかじめ独立 行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)が別途提示す る月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき各月の対価を算出し総価を 算出すること(その他割引単価などの内訳がある場合、該当するものの内訳を別 途提出すること。)。また、託送料が必要な事業者にあっては、その内訳を記載す ること(小数点以下を含むことができる。)。

落札の決定に当たっては、当該総価の110分の100に相当する金額にて行うので、当該総価の110分の100に相当する金額を当該総価と併せて記載すること。なお、落札価格は、当機構が提示する年間予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価とするが、当該総価の110分の100に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載すること。入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率 100%とした場合の力率割引を適用する。また、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

- 2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 下記全ての条件を満たすものとする。
- (1)機構の「競争参加者の資格に関する公示」の「3競争に参加することができない者」 に該当しない者であること。
- (2) 令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の販売」において「A」の格付けされている者であること。当該参加資格を有していない者であっても、一般競争等参加者資格審査を受け、入札執行時までに当該等級に格付けされた者であること。

- (3) 本邦法人であること。
- (4) 現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行 政処分を受けていないこと。
- (5) 電気事業法第2条の2の規定に基づく小売電気事業の許可を得ている者であり、現 に売電を実施していること。
- (6) 七尾基地に設置した受電設備及び使用する負荷設備に対し、電力供給が可能な者であること。
- (7) 省 CO<sub>2</sub> 化の観点から、入札説明書に記載する基準により「裾切り方式」を実施し、条件を満たすこと。
- (8) 一般競争入札参加申請書を提出し、さらに入札参加資格の通知を受けた者であること。
- 3. 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
  - $7. \mp 105 0001$

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング14階 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

石油・石油ガス備蓄部 石油ガス基地管理課 友成 朋恵(不在時:三澤 律子)

TEL: 03-6758-8608 FAX: 03-6758-8064

E-MAIL: tomonari-tomoe@jogmec.go.jp(友成)
misawa-ritsuko@jogmec.go.jp(三澤)

イ. 〒926-0007 石川県七尾市三室町165部1番地

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

七尾国家石油ガス備蓄基地事務所 鈴木 悟(不在時:清田 裕雄)

 $\mathtt{TEL} : 0\ 7\ 6\ 7 - 5\ 8 - 8\ 7\ 8\ 7 \quad \mathtt{FAX} : 0\ 7\ 6\ 7 - 5\ 8 - 8\ 7\ 8\ 9$ 

E-MAIL: suzuki-satoru@jogmec.go.jp(鈴木) kiyoda-hiroo@jogmec.go.jp(清田)

(2) 入札説明書等の交付

入札参加希望者に、上記(1)ア又はイにおいて、公告日から令和2年2月14日 (金)までの土曜、日曜及び祝日を除く9時から16時まで交付で直接行うものとする。

- (3) 入札説明会開催の有無:無
- (4) 入札参加の申し込み

入札参加希望者は郵送必着又は持ち込みにより提出のこと。

ア. 提出期限:令和2年2月18日(火)16時00分まで

イ. 提出場所:前記(1)のア又はイ

ウ. 提出時間: 9時00分から16時00分まで

土曜、日曜、祝日は休業。来所する際は、事前に電話連絡を入れる こと。

#### エ. 必要な書類

- (ア) 一般競争入札参加申請書(入札説明資料の配布資料2の様式1)
- (イ) 競争参加資格者決定通知書「物品の販売」の写し
- (ウ) 本公告に示した調達品を納入できることを証明する書類
  - ア) 供給能力審査書類及び添付書類
  - イ) 適合証明書及び関係書類
- (5) 入札書の提出及び開札の日時及び場所

ア. 日 時:令和2年2月21日(金)15時00分

イ.場 所:東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 13階会議室

ウ. 必要な書類: 1)入札書(入札説明資料の配布資料2の様式2) 封かんの上、件名、入札者の氏名を記入すること

- 2) 委任状(入札説明資料の配布資料2の様式3) 入札者を代理人とする場合に必要
- 3) 印鑑証明書(コピー不可、発行日から3か月以内のもの) 代表者が入札を行う場合にも必要
- 4)入札書の予備、入札者(又は代理人)の印鑑 再度入札の場合に必要
- 4. 入札保証金及び契約保証金に関する事項 全額免除
- 5. その他必要な事項
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項

入札者は、入札参加資格通知の前日(令和2年2月19日(水)までの間において、契約担当役から3.(4)エの書類等に関して照会があった場合には、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者がした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法

入札参加資格の通知を受けた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格を もって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続きにおける交渉の有無 無
- (7) 詳細は入札説明書による。

(8) その他 本業務に係る契約締結は、令和2年度国家石油ガス管理等業務を機構が受 託することを条件とする。予算状況により変更となる場合がある旨、予め了承の上 入札に参加すること。

### ○契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と 契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況につい て情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせて いただきますので、ご了知願います。

## (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア. 機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として 再就職していること
- イ.機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

#### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ア. 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(機構OB)の人数、職名及び機構における最終職名
- イ.機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいず れかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
  - ア. 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び機構における最終職名等)
  - イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

## (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

以上